

葛飾区監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、葛飾区教育委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年3月24日

葛飾区監査委員	今	關	総一郎
同	遠	藤	勝男
同	安	西	俊一
同	上	村	やす子

## 令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について

〈財政援助団体〉

社会福祉法人 新宿会 新宿学童保育クラブ

主管課 教育委員会事務局放課後支援課

### [指摘事項]

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかし、補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を本監査で確認したところ、放課後子ども総合プラン実績報告書の夏季使用料と夏季教材費の保護者負担額に誤りがあったことから補助確定額が減額され、2,150円の返還が生じた。

保護者が納付した使用料などの会計処理、実績報告書の作成に当たっては、特段の注意を払い、誤りのないよう処理されたい。

なお、所管課においても法人による適正な事務処理が行われるよう、提出された報告書の確認の徹底を図られたい。

### [講じた措置]

運営事業者において、放課後子ども総合プランにおける夏季一時学童保育の使用料などの会計処理に誤りがあり、実績報告書の夏季使用料と夏季教材費に誤った記載をしてしまった。今後、実績報告書の作成に当たっては、数値等に誤りがないか複数の職員によりチェックを行う。特に、夏季使用料等、変則的な保護者負担金等の処理には注意を払い、会計処理にも誤りが発生しないようにする。

区においても、複数の職員で実績報告書や申請書類等とその数値の根拠となる資料との照合、検算を行うほか、運営事業者が提出する書類の誤記載を防ぐため、記入例や記入に当たっての注意事項の作成、申請書類等の様式の見直しを図っていく。

なお、今回の事案については、運営事業者から修正された実績報告書が提出され、補助金の返還手続を行った。